

# グループホームつつじの丘

## 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 典永会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「認知症対応型共同生活介護、及び介護予防」という）事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護、及び介護予防は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホームつつじの丘とする。

### (職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

#### ① 管理者 1名（常勤又は兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

#### ② 計画作成担当者 2名（常勤又は兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

#### ③ 介護職員 21名（常勤7名、非常勤14名、内兼務3名）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

### (利用定員)

利用定員は、18名とする。

### (介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護、及び介護予防の内容は次のとおりとする。

#### ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

#### ② 日常生活上の援助

#### ③ 日常生活の中での機能訓練

#### ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護、及び介護予防サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護、及び介護予防計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護、及び介護予防の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① 家賃 60,000円／月（1日 2,000円）

② 食材料費 34,500円／30日の場合（1日 1,150円）

35,650円／31日の場合（1日 1,150円）

③ 水道光熱費 15,000円／月（1日 500円）

④ 共益費 10,000円／月（1日 333円）

⑤ 医療機関受診時にかかる往復の交通費【公共交通機関運賃、ガソリン代、有料道路料金、（介護）タクシー代、駐車場代等】 実 費

⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費

2 退所時に原状回復費用及びその時点の利用料の未払いをご請求いたします。

3 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護、及び介護予防の対象者は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護、及び介護予防を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力訪問看護ステーションと連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第17条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。

② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③ 介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。

- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報するものとする。

付 則 この規程は、平成16年11月1日から施行する。(令和6年4月1日改定)